

③高齢者虐待防止の推進

★ 対象サービス…全サービス

※（介護予防）居宅療養管理指導は経過措置により令和9年4月1日から義務化

高齢者虐待は、「人間の尊厳」を著しく侵害する行為であり、決してあってはならないものです。高齢者虐待防止法は、高齢者の虐待防止とともに、福祉・医療関係者に高齢者虐待の早期発見等への協力を求めています。

事業者には虐待の未然防止を図って頂いておりますが、高齢者虐待事案、事故等が発生した場合は、速やかな報告を徹底してください。その後、発生原因等の分析と再発防止策を講じ、効果についての評価を行うなど、虐待の再発防止に取り組むことが必要となります。

ア 虐待者の区分

（ア）養護者による虐待…介護をしている家族、同居人等によるもの。

（イ）養介護施設従事者による虐待…下記の施設・事業の職員によるもの。

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従業者等
老人福祉法 による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	老人居宅生活支援事業	左記の施設 又は 事業の業務に 従事する者
介護保険法 による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

イ 養介護施設従事者等による高齢者虐待に該当する行為

区分	内容
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。 【例】介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ押さえつける。
介護・世話の 放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を怠ること。 【例】入浴をしておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心的外傷を与える言動を行うこと。 【例】他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 【例】排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸に

	したり、下着のままで放置する。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

【参考】厚生労働省 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和5年3月改訂）

ウ 早期発見、通報等

養介護施設従事者等は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないとされています（高齢者虐待防止法第5条）。

また、当該従事者等は、養介護施設等において高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、これを市町村に速やかに通報する義務があります（高齢者虐待防止法第21条）。

時間の経過に伴う虐待の深刻化を防ぐ観点からも、早期の発見・通報にご協力ください。なお、市内の相談窓口は下記のとおりです。

（ア）養護者による虐待の相談

・お住まいの区の福祉事務所

葵福祉事務所	高齢介護課	電話	054-221-1089
駿河福祉事務所	高齢介護課	電話	054-287-8678
清水福祉事務所	高齢介護課	電話	054-354-2019
蒲原出張所（福祉係）		電話	054-385-7790

・お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

・お住まいの地域を担当する保健福祉センター

（イ）養介護施設従事者等による虐待の相談

・地域包括ケア・誰もが活躍推進本部	地域支え合い推進係	電話	054-221-1203
・高齢者福祉課	高齢者支援係	電話	054-221-1201
・介護保険課	事業者指導第1係	電話	054-221-1088
	事業者指導第2係	電話	054-221-1377

エ 運営者による虐待の防止等のための措置

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、研修の実施や養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずることが義務付けられています（高齢者虐待防止法第20条）。組織として虐待防止等の体制整備をお願いします。

オ 介護サービス事業者による虐待防止のための措置

令和3年度の基準省令改正により、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、下記（ア）～（オ）の措置を講ずることが義務付けられました。

（ア）虐待の防止のための対策を検討する **委員会を定期的に関催**

- (イ) 施設・事業所における虐待防止のための**指針を整備**
- (ウ) 従業者に対し、虐待の防止のための**研修を定期的実施**
- (エ) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための**担当者を設置**
- (オ) 虐待の防止のための措置に関する事項を**運営規程へ記載**

(参考)

- ・厚生労働省ホームページ 高齢者虐待防止
「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（国マニュアル）」
URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/boushi/index.html
- ・静岡市ホームページ 高齢者虐待について
URL <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s4523/s002724.html>
- ・介護サービス事業者による虐待防止のための措置について
URL <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2984/s012526.html>
- ※「**虐待防止のための指針**」のひな形を掲載
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（H17 年法第 124 号）

(参考) 根拠法令等 ※訪問介護の場合

H11 厚令 37

第 3 条 1 ～ 2 （略）

- 3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、**必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。**

H11 厚令 37

第 29 条

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一～六 （略）

七 **虐待の防止のための措置に関する事項**

八 （略）

第 37 条の 2

指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる

措置を講じなければならない。

- 一 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する**委員会**（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を**定期的に開催する**とともに、その結果について、**訪問介護員等に周知徹底を図ること**。
- 二 当該指定訪問介護事業所における**虐待の防止のための指針を整備すること**。
- 三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、**虐待の防止のための研修を定期的に実施すること**。
- 四 前3号に掲げる**措置を適切に実施するための担当者を置くこと**。

H11 老企 25 第3の一の3

(31) 虐待の防止

居宅基準第 37 条の 2 は、虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定訪問介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

・虐待の未然防止

指定訪問介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にとそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

・虐待等の早期発見

指定訪問介護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。

・虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定訪問介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第1号）

虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業員に周知徹底を図る必要がある。

- イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、従業員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ 従業員が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

② 虐待の防止のための指針（第2号）

指定訪問介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

③ 虐待の防止のための従業者に対する研修（第3号）

従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定訪問介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。

④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第4号）

指定訪問介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。

（※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者

カ 高齢者虐待防止措置未実施減算（令和6年度から）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、令和6年度介護報酬改定により、**すべての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）**について、**虐待防止のための措置が講じられていない場合には、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算**することとなりました。

なお、**福祉用具貸与**については、サービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、**3年間の経過措置期間**が設けられていますので、**期間内に確実に措置を講じてください。**

令和6年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol. 1）（令和6年3月15日）より

○高齢者虐待防止措置未実施減算について

問 167 高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされていなければ減算の適用となるのか。

答 167 **減算の適用となる。**

なお、全ての措置の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。